



つくばみらい市規則第19号

つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月1日

つくばみらい市長

つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例施行規則（平成18年つくばみらい市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第6号中「書類」の次に「。ただし、同号ウ及びケに該当する者であって、知能指数の判定結果を証する書類の添付がないものについては、市長が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所に判定結果に係る情報提供を求めることについて同意していることを確認できる書類」を加え、様式第5号（第7条関係）を次のように改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。